

JIS&T 確定拠出年金インターネットサービスでのご資産額の確認方法



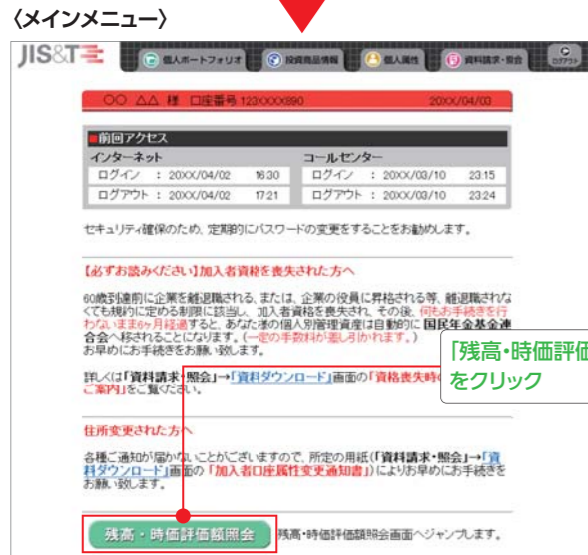
「資産額」はJIS&T 確定拠出年金インターネットサービスで確認できます。ただし、「加入者口座番号」・「パスワード」がわからない場合は確認できません。「加入者口座番号」がわからない場合は、ご担当部署へお問い合わせください。「パスワード」がわからない場合は、「パスワード」の再発行を行ってください。「お取引状況のお知らせ」をご用意の上、「確定拠出年金コールサービス」へお問い合わせください。

「JIS&T 確定拠出年金インターネットサービス」
<https://www.jis-t.ne.jp/>へアクセス

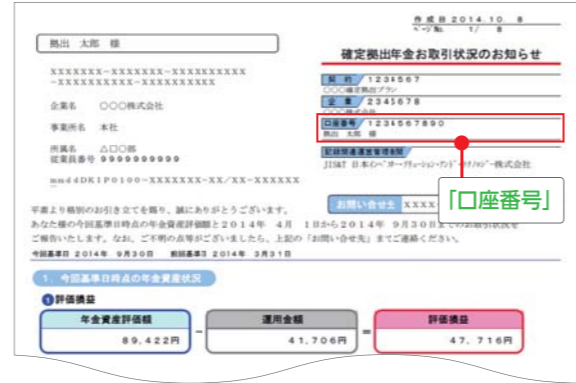


「加入者口座番号」「インターネットパスワード」を入力の上、「ログイン」を押してください。

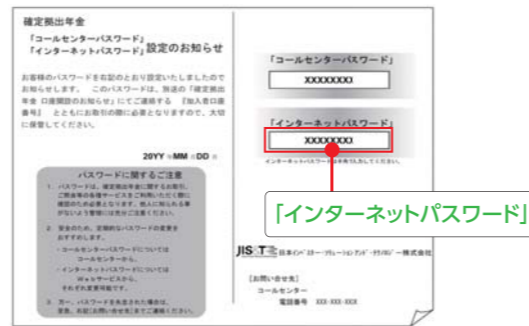
パスワード再発行手続きはこちら。



〈加入者口座番号の確認方法〉
 年1回お手元に届く「確定拠出年金のお取引状況のお知らせ」の右上にある10桁の「口座番号」の数字になります。



〈インターネットパスワードの確認方法〉
 「「コールセンターパスワード」「インターネットパスワード」設定のお知らせ」に印字されている「インターネットパスワード」になります。



年金資産評価額(時価評価額)を確認

年金資産評価額はあくまでも脱退一時金を請求する際の「参考情報」であり、実際の額とは異なります。

※年金資産額の計算方法は以下の①から④の合計額から⑤を差し引いた額

- ①脱退一時金請求日の前月末の年金資産額
- ②請求日の前月末時点で未入金掛金の
- ③請求日の前月末時点で未入金掛金の制度移換金
- ④請求日の前月末時点で未入金掛金の移換金
- ⑤事業主返還額

※勤続3年未満での退職の場合、規約に定めることにより、資産の返還を求められることがあり、その対象となった場合は、対象となった場合の年金資産額

住所・氏名・電話番号が変わったら?

お手続きの方法については、確定拠出年金コールサービスまでお問い合わせください。

※加入資格喪失日の翌月から6か月以内で、移換・脱退手続きをしていない方(移換手続が未実施の状態である方)のみ行えます。

ご不明点は「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」0120-825-401へ



Copyright (c) Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited. All rights reserved
 本書の一部あるいは全部を無断で複製・複製することは、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害になります。本資料の記載事項は2016年10月1日現在の情報にもとづいて作成しております。将来変更される可能性もありますことをあらかじめご了承ください。

60歳未満でご退職された皆さまへ

退職後の確定拠出年金のお手続きのご案内

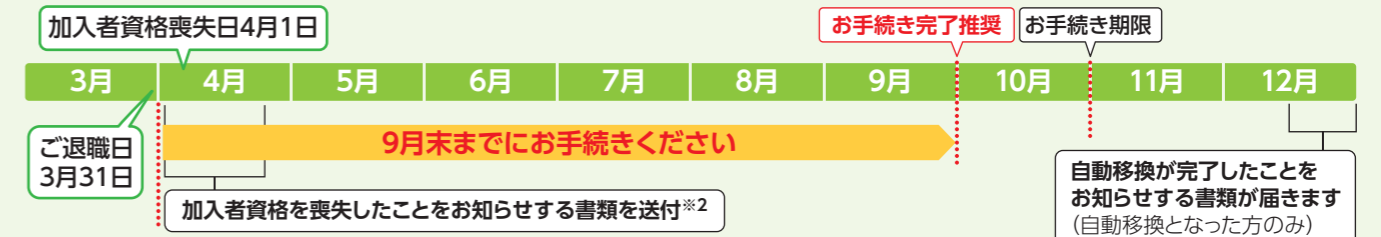
2017年
1月
法改正版

60歳未満で退職されると、退職後の立場に応じて確定拠出年金のお手続き(移換手続き)が必要です。お手続きの期限は加入者資格喪失日(ご退職の翌日)の翌月から6か月以内です。ご退職後も選択された商品での運用が続き、投資信託保有の場合は日々時価評価額が変動します。※60歳超で退職される場合はお手続き内容が異なるため、三井住友信託確定拠出年金コールサービスにお問い合わせください。

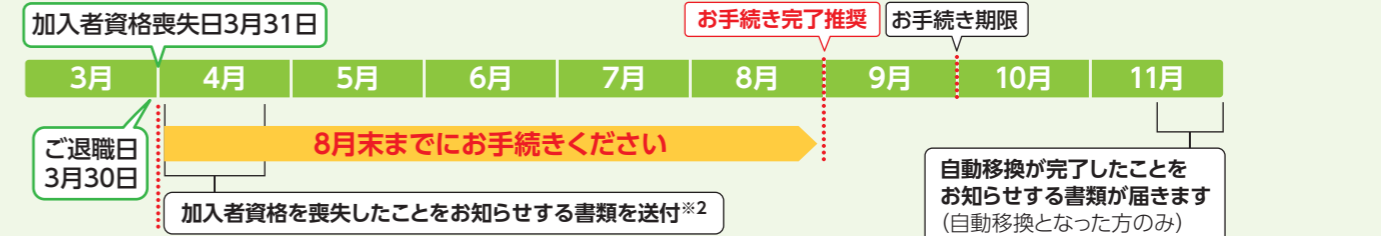
お手続き期限を確認しましょう

お手続きは加入者資格喪失日(ご退職等の翌日)の翌月から**5か月以内**^{*1}に済ませましょう。

●例えば…退職日が**3月31日(月末)**の場合 ※企業型確定拠出年金の掛金は3月分まで支払われます。



●例えば…退職日が**3月30日(月末以外)**の場合 ※企業型確定拠出年金の掛金は2月分まで支払われます。



- ※1.お手続き期間は加入者資格喪失日の翌月から6か月以内となりますが、ご提出書類の内容確認に1か月程度かかるため、5か月以内のお手続き完了をお勧めします。
 - ※2.企業型確定拠出年金のご登録住所にJIS&T(日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社)から下記の書類が送付されます。お手続きについて必要な情報が記載されておりますので、大切に保管してください。
 - ・「加入者資格喪失手続完了通知書」・「資格喪失時のお手続きのご案内」
 - ・「個人型確定拠出年金運営管理機関(受付金融機関)」
- (注)加入資格喪失後に氏名・住所等を変更された場合は、同封の「加入者口座属性変更通知書」を作成いただき、ご本人確認書類と一緒にJIS&T業務センターへご提出ください。変更がない場合には提出は不要です。

お手続き方法の確認は中面へ

期限内に所定のお手続きが完了しなかった場合

ご資産が自動的に売却・現金化され、国民年金基金連合会に移換(自動移換)されます。この場合、下記の通り各種制約がある上、手数料^(注1)も必要となります。^(注1)手数料はご資産から控除されます。

自動移換時の流れ

自動移換される際の手数料 4,269円(税込)	自動移換の状態だと… ●運用を行えません。 ●給付要件である通算加入者等期間に算入されません。 ●自動移換の状態では将来老齢給付金を受取ることができません。 手数料(自動移換完了の4か月後から)毎月51円(税込)	企業型/個人型確定拠出年金への再移換時 ^(注2) 手数料 1,080円(税込) <small>(注2)お手続きによっては別途手数料がかかります。 60歳以降の受取の際には個人型確定拠出年金に一度移換する必要があります。</small>
-----------------------------------	---	---

移換手続きのお問い合わせ先

三井住友信託
 確定拠出年金コールサービス

全国どこからでも無料です。専門オペレーターが対応いたします。

フリーコール **0120-825-401**

営業時間/月～金 9:00～21:00/土・日・振替休日 9:00～17:00
 (ただし、祝日および12/31～1/3を除く)

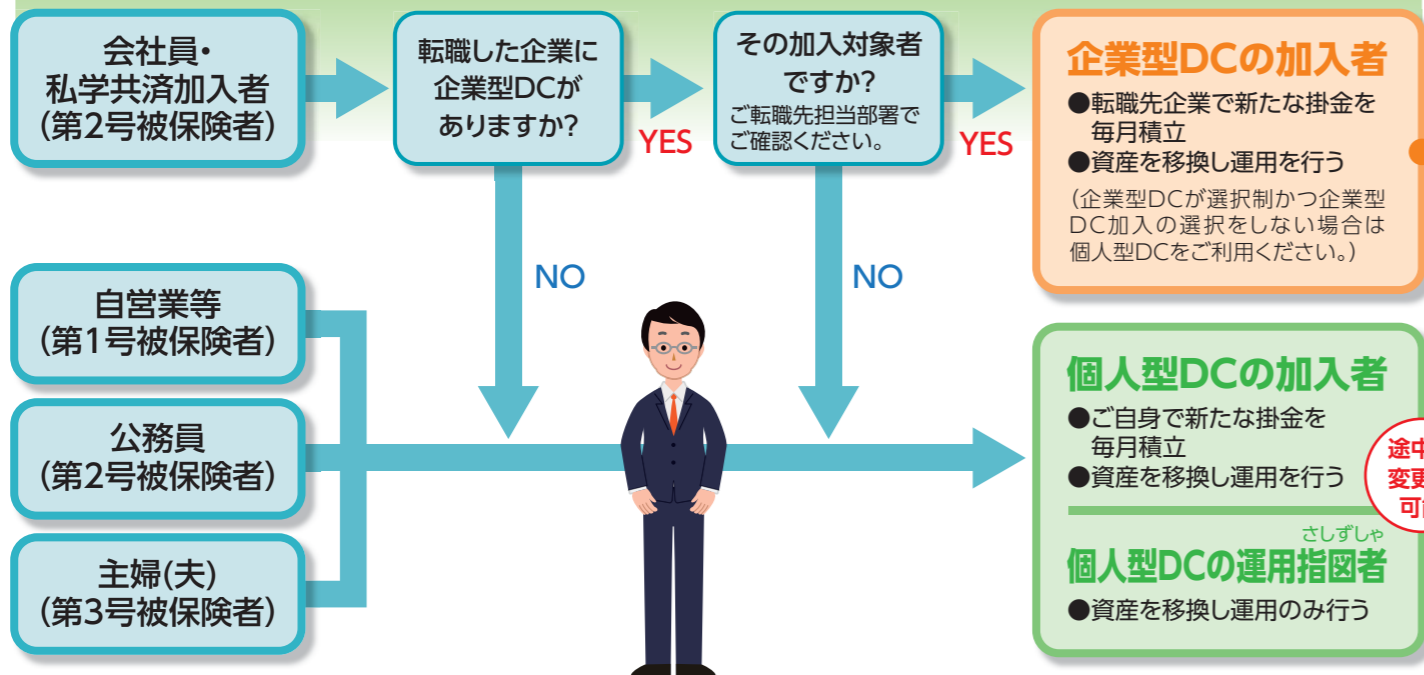
※お客様の電話・回線のご契約状況により繋がらない場合があります。

※海外からおかけになる際には一部の地域から通話料無料でワールドフリーフォンがご利用いただけます。利用可能地域や電話番号などについては、弊社HP「三井住友信託ライフガイド」にログイン後、確定拠出年金のページの「お問い合わせ」ボタンをクリックし、「コールセンター」ボタンからご確認ください。
 ※当社本支店での移換手続きは承っておりません。三井住友信託確定拠出年金コールサービスにお問い合わせください。
 ※2016年12月末までに資格喪失された方は脱退一時金の要件が異なります。詳しくは三井住友信託確定拠出年金コールサービスへお問い合わせください。

確定拠出年金(DC)は60歳まで引き出しできません。 退職後の立場に応じたお手続きを加入者資格喪失日^{※1}の 翌月から5か月以内に^{※2}済ませましょう。

※1.ご退職日等の翌日が加入者資格喪失日です。
※2.お手続き期限は加入者資格喪失日の翌月から6か月以内となりますがご提出書類の内容確認に1か月程度かかるため5か月以内のお手続き完了をお勧めします。

〈退職後の立場〉



⚠ 例外として以下の要件を満たす場合は脱退一時金を受け取ることができます。

例外1 資産額15,000円以下の方	例外2 国民年金保険料免除者の方
<p>以下の要件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他のDC制度の加入者および運用指図者になるお手続きをしていないこと ●資産額が15,000円以下であること ●加入者資格喪失日の翌月から起算して6か月以内であること(例:6月中に資格喪失した場合、7月から数えて12月末までの期間) <p>脱退方法</p> <p>以上の要件に当てはまる場合、以前の勤務先の担当部署で脱退のお手続きをしてください。</p>	<p>国民年金保険料免除者の方で、以下の要件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業型DCおよび個人型DCの障害給付金の受給権者でないこと ●通算拠出期間が3年以下または資産額が25万円以下であること ●企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと ●最後に企業型DCの加入者または個人型DCの加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと <p>※三井住友信託コールサービスにご連絡ください。必要な書類をお送りします。</p>

確定拠出年金コールサービスで、要件を満たしているかをご確認できます。

▼海外転出する方は個人型DCの運用指図者となります(加入者となることはできません)。
▼傷病等によって一定以上の障害状態になっている方は障害給付金を請求することができます。
※詳しくは「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へお問い合わせください。

⚠ **勤続年数が3年未満の場合** 勤続年数が3年未満の退職の方については確定拠出年金規約によって掛金の全額または一部を事業主に返還するように定められている場合があります。
※事業主返還が適用されても、制度移換金・移換金・運用益等をご本人様に権利が残ります。また、移換手続きにより通算拠出期間の引き継ぎが可能です。

📄 確定拠出年金コールサービスでご自身が加入しているプランの事業主返還の内容をご確認ください。

企業型DCの加入者になるお手続き

以前加入していたDCの資産等を転職先の企業型DCへ移すお手続き(移換手続き)が行えます。
転職先の担当部署にお問い合わせ・お申し込みください。
※お手続き途中で保有商品はいったん全て売却され、その金額をもとにご転職先の企業型DCの運用商品を購入します。

個人型DCのお手続き方法

STEP 1 個人型DCの「加入者」または「運用指図者」になるかを選択

個人型DCの3つの税制優遇

①掛金を拠出する際(加入者になる場合)「全額所得控除」という税制優遇
課税所得が400万円、所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42%、住民税を10%として概算。



②運用する際「運用益は非課税」*という税制優遇 *特別法人税が徴収されますが、現在は課税が凍結されています。
③受け取る際「退職所得控除」「公的年金控除」という税制優遇

STEP 2 個人型DCの運営管理機関となる金融機関を選択

金融機関により、手数料・商品のラインナップが異なります。個人型DCは、銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合・証券会社・保険会社など、多くの金融機関で受け付けています。
取扱金融機関は国民年金連合会のWebサイト(<http://www.npfa.or.jp/401K/>)の「運営管理機関一覧」でご確認いただくか、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へお問い合わせください。

金融機関を選択する上でのポイント

- お客様サポート体制…Webやコールサービスが充実しているか
- 運用商品のラインナップ…ご自身が選びたい運用商品があるか
- 手数料…金融機関によって手数料が異なりますのでご確認ください

三井住友信託銀行の個人型DCプランなら以下をご利用いただけます

- これまで同様、有人才ペレーターに直接つながるコールサービス
 - インターネットでのお手続き操作もこれまでと同じで便利
 - 老齢給付金のお手続きがスムーズ
 - 豊富な商品ラインナップ
- ※三井住友海上火災保険(株)を受付機関としています。

STEP 3 お申込手続き

ご希望の金融機関にお問い合わせ、指示に従って書類を入手し、お手続き期限内に不備のない書類を提出してください。
※お手続き途中で保有商品はいったん全て売却され、その金額をもとに個人型DCの運用商品を購入します。通常、移換完了まで2か月前後かかります。